

改正後	改正前
第一条・第二条 [略]	第一条・第二条 [略]
第三条 [略]	第三条 [略]
2 センターは、包括的支援事業を実施するに 当たり、青森市地域密着型サービス等運営審 議会条例（平成二十四年青森市条例第五十 号）に規定する青森市地域密着型サービス等 運営審議会（<u>次条第一項、第四項及び第五項 において「青森市地域密着型サービス等運営 審議会」という。</u>）の意見を踏まえて、適 切、公正かつ中立な運営の確保に努めなけれ ばならない。	2 センターは、包括的支援事業を実施するに 当たり、青森市地域密着型サービス等運営審 議会条例（平成二十四年青森市条例第五十 号）に規定する青森市地域密着型サービス等 運営審議会_____ _____の意見を踏まえて、適 切、公正かつ中立な運営の確保に努めなけれ ばならない。
（職員に係る基準）	（職員に係る基準）
第四条 センター（その担当する区域における 第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六 千人未満であるものに限る。）に置くべき専 らその職務に従事する常勤の職員及びその員 数（<u>青森市地域密着型サービス等運営審議会 が第一号被保険者の数及びセンターの運営の 状況を勘案して必要であると認めるときは、 常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延 時間数を当該センターにおいて常勤の職員が 勤務すべき時間数で除することにより、当該 センターの職員の員数を常勤の職員の員数に 換算する方法をいう。）</u>）によることができ <u>る。次項から第四項までにおいて同じ。）</u> は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当 該各号に定めるとおりとする。	第四条 センター（その担当する区域における 第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六 千人未満であるものに限る。）に置くべき専 らその職務に従事する常勤の職員及びその員 数_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当 該各号に定めるとおりとする。

改正後	改正前
一 保健師その他これに準ずる者 一人 二 社会福祉士その他これに準ずる者 一人 三 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人 2 センター（その担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね六千人以上であるものに限る。）に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、前項各号に掲げる者それぞれ一人及び同項各号に掲げる者のいずれか一人以上とする。 3 前項に規定するセンターについて、その担当する区域における第一号被保険者の数が六千人を超える場合においては、その超える数がおおむね二千人を増すごとに第一項各号に掲げる専らその職務に従事する常勤の者のうちいずれか一人を置くよう努めるものとする。 <u>4 前三項の規定にかかわらず、青森市地域密着型サービス等運営審議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、前三項の規定を適用した場合における常勤の職員及びその員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ前三項に定める基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一</u>	一 保健師その他これに準ずる者 一人 二 社会福祉士その他これに準ずる者 一人 三 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人 2 センター（その担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね六千人以上であるものに限る。）に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、前項各号に掲げる者それぞれ一人及び同項各号に掲げる者のいずれか一人以上とする。 3 前項に規定するセンターについて、その担当する区域における第一号被保険者の数が六千人を超える場合においては、その超える数がおおむね二千人を増すごとに第一項各号に掲げる専らその職務に従事する常勤の者のうちいずれか一人を置くよう努めるものとする。 <u>（新設）</u>

改正後		改正前	
<u>のセンターに置くべき常勤の職員及びその員数は、第一項各号に掲げる者のうちから二人とする。</u>			
<u>5</u> 前各項に定めるもののほか、地理的条件その他の条件を勘案して第一号被保険者の数が三千人未満の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると青森市地域密着型サービス等運営審議会において認められた場合にあっては、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める人員配置基準によるものとする。		<u>4</u> 前三項に定めるもののほか、地理的条件その他の条件を勘案して第一号被保険者の数が三千人未満の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると青森市地域密着型サービス等運営審議会において認められた場合にあっては、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める人員配置基準によるものとする。	
担当する区域における 第一号被保険者の数	人員配置基準	担当する区域における 第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね一、〇〇〇人未満	第一項各号に掲げる者のうちから一人又は二人	おおむね一、〇〇〇人未満	第一項各号に掲げる者のうちから一人又は二人
おおむね一、〇〇〇人以上二、〇〇〇人未満	第一項各号に掲げる者のうちから二人（そのうち専らその職務に従事する常勤の職員一人）	おおむね一、〇〇〇人以上二、〇〇〇人未満	第一項各号に掲げる者のうちから二人（そのうち専らその職務に従事する常勤の職員一人）
おおむね二、〇〇〇人以上三、〇〇〇人未満	専らその職務に従事する常勤の第一項第一号に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤の第一項第二号又は第三号に掲げる者のいずれか一人	おおむね二、〇〇〇人以上三、〇〇〇人未満	専らその職務に従事する常勤の第一項第一号に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤の第一項第二号又は第三号に掲げる者のいずれか一人
第五条 [略]		第五条 [略]	

改正後	改正前
附 則 （施行期日） この条例は、公布の日から施行する。	_____ _____ _____